平成２９年（フ）第１８２５号
東京都足立区竹の塚１丁目14―10―204
債務者　石垣みゆき
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２号
栃木県大田原市蛭畑1230番地24　トヨタＴ＆Ｓ建設㈱栃木工場寮、前住所奈良市神殿町455番地の25
債務者　真里谷嘉宏
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第６号
栃木県那須塩原市一区町149番地２　ケイエムハイム102号
債務者　田代　　薫
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第１６５号
東京都小平市学園東町３丁目３番21―101号
債務者　三枝こずえ
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１８４号
東京都青梅市藤橋２丁目539番地の10
債務者　宇賀　俊美
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１８５号
東京都青梅市藤橋２丁目539番地の10
債務者　宇賀　　昇
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５４８号
神奈川県鎌倉市寺分１丁目19番１―103号(住民票上の住所)
債務者　草場　綾子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５６号
静岡市葵区南沼上３―15―56　レオパレスシャングリラ105、住民票上の住所神奈川県藤沢市本鵠沼１丁目４番21号
債務者　仙波　裕之
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９８号
東京都昭島市田中町３丁目５番６―504号
債務者　渡辺　征治
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２４４号
東京都あきる野市二宮1089番地１ストークハイツ秋川103号
債務者　鳥井　海渡
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３８号
東京都あきる野市野辺641番地４ベル・ドミール壱番館Ａ号
債務者　秋山　友香
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４２５号
神奈川県茅ヶ崎市香川１丁目10番１―609号ライトタウン茅ヶ崎
債務者　内山　　敬
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４９５号
横浜市金沢区乙舳町２番２号　中山方
債務者　柴田　佑美
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０３号
横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目20番地８　ベルーガ横浜401
債務者　新井チエ子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８３号
横浜市鶴見区馬場５丁目21番33号　コーポスズキ202号
債務者　青木　公夫
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部